西条市農業委員会　令和８年度　第８回総会　議事録

１．日　時　令和８年11月４日（水）　午後２時00分から午後２時30分まで

２．場　所　中央公民館１階　大ホール

３．会議構成員現在総数　農業委員24名　　推進委員30名

４．農業委員　出席者　２３名　　欠席者　１名　　出席率　95.8%
　　推進委員　出席者　２９名　　欠席者　１名　　出席率　96.6%

○農業委員出席者氏名

会　長	23番	真鍋　美鈴					
委　員	1番	越智　一志	9番	安藤　英利	17番	安藤　政治	
	2番	明比　典正	10番	近藤　仁志	18番	長谷川　学	
	3番	徳増　靖記	11番	眞鍋　覚	20番	山内　昌男	
	4番	一色　達夫	12番	中川　英隆	21番	山内　哲夫	
	5番	髙橋　やよい	13番	大澤　晴美	22番	松木　秀明	
	6番	井上　和博	14番	鈴木　伸二	24番	戸田　佑基	
	7番	近藤　明弘	15番	武田　弘文			
	8番	日野　哲也	16番	山内　文孝			

○欠席者氏名

19番　山内ふさえ

○推進委員出席者氏名

委　員	1番	寺田　昌直	11番	宇佐美貴史	21番	高橋　寿夫	
	2番	一色　信之	12番	眞田　克彦	22番	佐伯　謙二	
	3番	白木あゆみ	13番	平木　克彦	23番	一色　清定	
	4番	高橋　滝雄	14番	白石　修一	24番	越智　利和	
	5番	伊藤　龍二	15番	藤田　幹雄	25番	黒川　清美	
	6番	上野伸治郎	16番	志賀　英一	26番	佐伯　静雄	
	7番	伊藤　信行	17番	垂水　久明	28番	宇野　嘉秀	
	8番	宮武　恭宏	18番	飯尾　勝一	29番	小倉　謙治	
	9番	岡本　省三	19番	飯尾　悟	30番	村上　真也	
	10番	斎藤　浩	20番	永井　保志			

○欠席者氏名

27番　玉井　隆志

５．議案について

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
議案第４号　農地法第５条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について
議案第５号　農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について
議案第６号　換地計画に対する同意について
報 告 事 項　報告承認案件（農地法第１８条６項に係る通知等）

６．農業委員会事務局及びその他の職員

○農業委員会事務局

事 務 局 長	渡邊賢一郎	西部分室長	髙橋徹也
事務局次長	酒井祐吾	事務局担当次長	橋田勇作
事務局副主査	遠藤竜彦		
農業基盤整備課	黒河裕二　肥越順治		

７．議事内容

事務局　皆さまこんにちは。定刻が参りましたので、ただ今から令和８年度 第８回総会を開催いたします。

皆さま、ご起立をお願いいたします。一同「礼」。ご着席ください。

はじめに、真鍋会長がご挨拶を申し上げます。

会　長　【会長挨拶】

事務局　それでは議事に入らせていただきます。議事の進行は、農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっております。真鍋会長、よろしくお願いいたします。

【会長、議長席に着く】

議　長　それでは、私が本日の議事進行を務めさせていただきます。これより先は着座にて進行しますので、よろしくご審議をお願いいたします。

それでは、ただ今から令和８年度 第８回西条市農業委員会総会を開会いたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議　長　まず、議事録署名人の指名をしたいと思います。安藤英利委員、近藤仁志委員の両委員にお願いいたします。

本日欠席届が出ておりますので報告をいたします。農業委員からは、19 番山内ふさえ委員、農地利用最適化推進委員からは 27 番玉井隆志委員から出ておりますのでご報告をいたします。

ただ今の出席農業委員数は、23 名であります。よって農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立することをご報告申し上げます。

書記については、事務局の橋田、遠藤の両君にお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。

【農地法第３条関係】

議　長　議案書、3ページ、議案第１号、農地法 第３条の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは、議案内容について事務局から説明いたします。

事務局　事務局の酒井です。よろしくお願いいたします。

それでは失礼して、着座にて議案のご説明をさせていただきます。

議案書４ページをご覧下さい。

１０７号は、〇〇が、新規就農のため、〇〇から所有権移転を受けようとする申請でございます。〇〇が、新規就農のため、〇〇から所有権移転を受けようとする申請でございます。

１０９号は、〇〇が、新規就農のため、〇〇から所有権移転を受けようとする申請でございます。

１１０号は、〇〇が、小作地解放のため、〇〇から所有権移転を受けようとする申請でございます。

１１１号は、〇〇が、新規就農のため、〇〇から所有権移転を受けようとする申請でございます。

１１２号は、〇〇が、経営規模拡大のため、〇〇から所有権移転を受けようとする申請でございます。

１１３号は、〇〇が、経営規模拡大のため、〇〇から所有権移転を受けようとする申請でございます。

１１４号は、〇〇が、新規就農のため、〇〇から所有権移転を受けようとする申請でございます。

１１５号は、〇〇が、新規就農のため、〇〇から所有権移転を受けようとする申請でございます。

１１６号は、〇〇が、経営規模拡大のため、〇〇から所有権移転を受けようとする申請でございます。

１１７号は、〇〇が、〇〇から贈与による所有権移転を受けようとする申請でございます。

１１８号、１１９号は、〇〇と〇〇が農地の交換を行おうとするための申請でございます。

１２０号は、〇〇が、経営規模拡大のため、〇〇から所有権移転を受けようとする申請でございます。

１２１号は、〇〇が、新規就農のため、〇〇から所有権移転を受けようとする申請でございます。

以上１５件、ご審議よろしくお願いいたします。

議　長　ありがとうございました。

ただ今事務局より説明がございました案件の中で、１０７号、１０８号、１０９号、１１１号、１１４号、１１５号、１２１号につきましては新規就農であり、１２１号につきましては面接を行っておりますので、面接を担当した地区委員を代表して、村上委員さんから報告をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

村上委員　今回の新規就農希望者につきまして、10 月 28 日に石根公民館において面接を行いました。面接を行ったのは、小倉委員と、私、村上です。当案件の申請人は、〇〇であります。

本申請は、〇〇の農地 1,436 ㎡を取得するための申請であります。申請人は、申請地の隣にある住居を購入し、その際に、申請地の購入を打診された事により、今回の申請となっております。

主に、自家消費用の柿を耕作する予定であり、近所や知り合いの農家からのサポートも受けるとの事であり、将来的には柿の出荷についても考えていきたいとの事であります。また、規模拡大の予定はないとの事であります。

こちらからは、農地管理や営農についてのアドバイス、また、改良区についての説明を行い、面接を終了しました。

最後に、農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議　長　ありがとうございました。

村上委員さんをはじめ面接に携わっていただきました委員のみなさん、大変お忙しい中、お世話になりました。

次に、１０７号、１０８号、１０９号、１１１号、１１４号、１１５号につきましては、自家消費用の作物の栽培を目的としたものであり、面接は行っておりませんので、事務局より報告をいたします。

事務局　１０７号の譲受人である〇〇でありますが、申請地の隣地に住宅を建築予定であり、その残地となった申請地を購入し、自家消費用の米を耕作したいとの

事から、今回の申請となっております。また、申請地の向かいにある実家は農家で申請人も農業経験はあるとの事であり、両親からのサポートも受けながら耕作していきたいとの事であります。

１０８号の譲受人である○○でありますが、申請地の隣地に住宅を建築予定であり、その残地部分を購入し、自家消費用の野菜を耕作したいとの事であります。実家は元農家であり、申請人も手伝いをしていた経験があるとの事であり、農機具等は残っているとの事であります。

１０９号の○○でありますが、現在、賃貸で住んでいる住宅を購入する事となり、その際に、隣地である申請地の購入を打診されたことにより、今回の申請となっております。申請人は、農業の専門学校出身で卒業後、農協にて営農指導員を３年ほどしていた経験があるとの事であります。主に季節野菜を耕作したいとの事であります。なお、補足でありますが、○○の住所地が今回の申請地とダブっております。実際に居住しているのは、隣の○○番地であるとの事でありますが、住民票上は申請地の○○番地になっておりますので、議案書においては、住民票上の住所を入れております。現在、住所を○○番地に変更するよう、指示・指導しておりますので、違反転用等ではない旨、補足いたします。

１１１号の譲受人である○○でありますが、申請地を以前から申請人が耕作・管理しており、所有者である譲渡人から購入の打診があったことにより、今回の申請となっております。主に、自家消費用のネギや玉ねぎ、葉物野菜を耕作しているとの事であります

１１４号の譲受人である○○でありますが、元々近隣農家の手伝い等をしてきており、農業にも興味を持っておりましたが、今回、農地を譲ってもらえるとの話があり、今回の申請となっております。トラクターなどの農機具は所有しており、近隣農家からのサポートも受けられるとの事であります。主に自家消費用の野菜を耕作したいとの事であります。

１１５号の譲受人である○○でありますが、現在、申請人は養鶏業を営んでおり、親族の農地の手伝いなどで農業経験もあるとのことであります。

今回、実家隣にある申請地の購入を打診されたことにより、今回の申請となっております。主に、ジャガイモやたまねぎを耕作したいとの事であります。

こちらの６件つきましては、経営規模拡大の予定はないとの事であります。

また、農地は農地として活用する旨の誓約書の提出も受けております。

議　長　ありがとうございました。

それでは、ただ今事務局より説明がありました１５件について、１０７号より順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

地元委員　107～121 号問題なし

議　長　ありがとうございます。
地元の委員さんからは『問題ない』ということでありますが、
ほかに、ご意見・ご異議等はございませんか。

委員一同　　異議なしの声あり

議　長　ありがとうございます。
『異議なし』ということでありますので、以上１５件を原案どおり許可することいたします。

【農地法第４条関係】

議　長　次に、議案書、8ページ、議案第2号、農地法 第４条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。
議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局　議案書9ページをご覧ください。
１７号は、〇〇が自己住宅増築に伴い宅地拡張しようとする申請でございます。本件は違反転用でありますが、隣地に住宅建築して住んでいたところ、家財道具が増え手狭になったため、申請地にあった農業用倉庫を取壊し、住宅を増築してしまったとのことでございます。申請人は農地法の知識が不足していた為に違反してしまい大変申し訳なく、以後農地法を遵守いたしますとの始末書が提出されております。
以上1件、ご審議よろしくお願いいたします。

議　長　ありがとうございます。
ただ今事務局から説明がありました1件について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

地区委員　　17号問題なし

議　長　ありがとうございます。
地元の委員さんからは『問題ない』ということでありますが、
ほかに、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同　　異議なし

議　長　ありがとうございます。

『異議なし』ということでありますので、以上１件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

【農地法第５条関係】

議　長　次に、議案書 10 ページ、議案第３号、農地法 第５条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。
それでは、議案内容について事務局から説明いたします。

事務局　議案書 11 ページをご覧ください。
６６号は、〇〇が、〇〇から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。
６７号は、〇〇が、〇〇から所有権移転を受け、露天駐車場を建設しようとする申請でございます。
６８号は、〇〇が、〇〇から所有権移転を受け、露天貸駐車場を建設し、自身が経営する法人に貸付けようとする申請でございます。
６９号は、〇〇が、〇〇から賃借権設定を受け、ドラッグストア店舗を建設しようとする申請でございます。
７０号は、〇〇が、〇〇から所有権移転を受け、宅地分譲地を３区画造成しようとする申請でございます。
７１号は、〇〇が、〇〇から所有権移転を受け、自己住宅用地として造成し、取得しようとする申請でございます。
７２号は、〇〇が、〇〇から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。
７３号は、〇〇が、〇〇から所有権移転を受け、絵画の展示場を建設しようとする申請でございます。
７４号は、〇〇が、〇〇から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。
７５号は、〇〇が、同所で〇〇から使用貸借権の設定を受け、敷地拡張によりリサイクルショップの店舗を建設しようとする申請でございます。本件申請地の一部が違反転用でありますが、緊急に資材置場が必要になったことから前所有者の亡き父から土地を提供されたことが原因であるとのことでございます。「農地法についての認識と理解が薄く黙認してしまい申し訳なく、 今後は法律を順守いたします。」との始末書が提出されております。
７６号は、〇〇が、〇〇から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。
以上１１件、ご審議よろしくお願いいたします。

議　長　ありがとうございます。

ただ今事務局から説明がありました１１件について、６６号から順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

地区委員　６６号～７６号問題なし

議　長　地元委員さんからは問題ないということでありますが、ほかにご意見等ございませんか。

委員一同　異議なしの声

議　長　ありがとうございます。異議なしということでありますので、以上１１件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

【農地法第５条に係る事業計画変更】

議　長　つぎに、議案書１３ページ、議案第４号、農地法 第５条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について、を議題といたします。
まず、議案内容について事務局から説明いたします。

事務局　議案書１４ページをご覧ください。
４号は、〇〇が、〇〇から所有権移転を受け、資材用屋内倉庫を建築するため許可を受けておりましたが、目的などの変更をせず権利を賃借権設定に変更しようとする申請でございます。なお、予定通り造成を終え倉庫も建築しております。
以上１件、ご審議よろしくお願いいたします。

議　長　ありがとうございます。
ただ今事務局より説明がありました１件について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

地区委員　４号問題なし

議　長　ありがとうございます。
地元委員さんからは『問題ない』ということでありますが、ほかに、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同　異議なし

議　長　ありがとうございます。

『異議なし』ということでありますので、以上１件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

【農用地利用集積等促進計画関係】

議　長　次に、議案書１５ページ、議案第５号、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局　議案書１６ページからをご覧ください。
件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、耕作に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているかなど、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号及び第３号の要件を満たしていることをご報告いたします。
詳細につきましては、議案書１７ページから３２ページとなっております。
このたび意見照会のありました農用地利用集積等促進計画（案）のうち、権利設定の件数は、６８件、面積が、26 万 2,755 ㎡、所有権移転の件数は、1件、面積が、2,405 ㎡となっております。
以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議　長　以上の内容ですがよろしくご審議をお願いいたします。委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同　異議なし

議　長　ありがとうございます。
『異議なし』ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

【換地計画に対する同意について】

議　長　次に、議案書 33 ページ、議案第６号、換地計画に対する同意について、を議題といたします。
議案内容につきましては、担当課であります農業基盤整備課より説明をいただきたいと思います。

農業基盤　失礼いたします。農業基盤整備課の肥越です。よろしくお願いします。議案第6号換地計画に

整備課　対する同意について説明させていただきます。
　本件は、庄内五ヶ谷池下地区における団体営ほ場整備事業に伴う換地計画について、土地改良法に基づき、農業委員会の同意をお願いするものです。
　それでは、３４ページからをご覧ください。当事業は令和５年から開始しており、旧東予市の庄内地区に位置する約１．５ヘクタールの受益面積となっております。現形図につきましては、事業実施前の、各筆の従来の形状や利用状況を示したものです。
　次に換地図につきましては、工事完了後の区画割りと、新しい土地の配置を示した図面です。
　地区総計表につきましては、地区全体の総面積や、農地・農道・水路といった地目別の内訳、増減の総括を表したものです。
　また、各筆換地等明細書につきましては、土地毎の従前地及び新たに換地された農地の内容を記載したもので、各筆の換地状況をご確認いただく資料となっております。
　これらの資料に基づき、「権利者会議」におきまして、本計画について正式にご承認をいただいたところでございます。
説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議　長　ありがとうございます。
　ただ今、農業基盤整備課から説明がありました内容でございますが、よろしく審議をお願いいたします。ご意見、ご異議はございませんでしょうか。

委員一同　　（異議なしの声あり）

議　長　ありがとうございます。
　『異議なし』ということでありますので、計画のとおり同意することといたします。

【報告承認案件】

議　長　つづきまして、議案書 39 ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局　それでは、ご報告させていただきます。
　令和８年９月１６日から、令和８年１０月１５日までの受付期間中に、農地法第１８条第６項、解約通知を１０件受理いたしました。
　非農地判断について１件行っております。
　また、農地バンクへの利用登録を２件行っております。
　その他には、令和８年度第６回総会で承認されておりました農用地利用集積等促進計画の権利設定について、設定する期間の変更がありましたのでご報告

いたします。
以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議　長　ありがとうございます。
何かご意見・質問等、ございませんでしょうか。

委員一同　　意見なし

議　長　無いようですので、報告承認案件を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたが、
この際ですので、ほかに何かございませんか。

委員一同　　意見なし

議　長　それでは、無いようですので、以上で総会を閉会いたします。
慎重審議、ありがとうございました。

８．議案結果

議案第１号	農地法第３条の規定による許可申請について	原案承認
議案第２号	農地法第４条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第３号	農地法第５条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第４号	農地法第５条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第５号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について	原案承認
議案第６号	換地計画に対する同意について	原案承認
報告事項	報告承認案件（農地法第１８条６項に係る通知等）	

９．閉会の日時

令和８年 11 月 4 日　午後 2 時 30 分